

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、職員数、平均給与月額等

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
小平市	44.7歳	95人	308,928円	374,249円	367,789円	—	—	—
うち清掃職員	56.6歳	3人	433,500円	531,215円	521,430円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
うち学校給食員	44.8歳	58人	308,360円	371,100円	366,461円	調理士	37.7歳	302,500円
その他	43.4歳	34人	298,906円	365,771円	356,499円	—	—	—
東京都	47.0歳	2,167人	330,732円	429,065円	394,189円	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—
類似団体	46.8歳	231人	348,595円	432,100円	405,690円	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成16年～平成18年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

注1「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職種ごとの年齢別の平均給与月額、人数

(単位：千円・人・歳)

	清掃職員		学校給食員		その他	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
30～34	—	—	*	(5人未満)	*	(5人未満)
35～39	—	—	327.1	8	341.7	9
40～44	—	—	348.9	27	346.0	15
45～49	—	—	396.7	12	339.0	(5人未満)
50～54	*	(5人未満)	439.8	9	*	(5人未満)
55～59	*	(5人未満)	*	(5人未満)	527.1	(5人未満)
合計	531.2	3	371.1	58	365.8	34
平均年齢	56.6		44.8		43.4	

※人数については、1人以上5人未満の場合は(5人未満)としています。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は平均給与月額の欄を*としています。

(3) その他給与に関する事項

① 諸手当（一般行政職と同様に支給）

手当の種類	手当の概要(平成19年4月1日現在)
原則として毎月支給されるもの	
決まって支給されるもの	
地域手当	民間における賃金や物価等に関する事情を考慮して支給される手当 給料及び扶養手当の合計額の 13%
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当 扶養親族により、扶養親族 1人 につき 6,600円～14,200円
住居手当	住居費の負担を勘案して支給される手当 8,900円
通勤手当	通勤のために要する運賃等の実費弁償を主旨として支給される手当 原則として 6 か月定期券価額を支給(1 か月当たりの支給限度額 55,000円)
勤務実績に応じて支給されるもの	
特殊勤務手当	著しく不快な勤務に従事した場合に支給される手当(犬猫等死体処理手当 (1 件当たり 300円)のみ)
一定時期に支給されるもの	
期末・勤勉手当	民間における賞与等の特別給に相当するものとして支給される手当 期末手当…在職期間に応じて支給(3.25 月) 勤勉手当…勤務成績に応じて支給(1.20 月)
退職手当	退職時に支給される一時金

② 昇給制度

ア 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第**40**条に基づき、毎年**8月1日**を基準日として課長級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

イ 昇給への勤務成績の反映状況

平成**21**年度からの導入に向けて検討をしています。

技能労務職の給料表については、平成**13**年度から行政職の給料表から分離の上、東京都の行政職給料表(二)と同様の給料表に切り替えを行い、**2**級への昇格も**1**級在級歴を**19**年とするなど、東京都の給与制度と整合を取りつつ給料水準の適正化を図ってきました。

一方、定員の管理についても、清掃業務や道路補修等の業務に関しては早くから民間委託を実施し、また学校給食業務では、臨時職員の活用により採用の抑制を図ってきました。

しかし、技能労務職の給料表が、行政職給料表(一)と体系が近似し、高齢層における年功要素も民間企業における同種の従業員給与と比較して強い傾向となっています。このため、民間企業の給与水準を適切に反映した国の行政職給料表(二)適用職員とのラスパイレス比較では、市の給料水準が**30**ポイント以上高い水準となっているなど、さらに見直しを行う必要があります。

2 技能労務職給料表の見直しの基本的な考え方

技能労務職の給料表については、民間企業従業員や国の行政職給料表(二)適用職員との均衡を図るため、昇給カーブの一層のフラット化などを図っていきます。

3 具体的な取組

技能労務職の給料表は、東京都の行政職給料表(二)に準拠していることから、今後の東京都の技能労務職給料表の見直しを踏まえ、当該見直し内容に合わせて給料水準の適正化を図っていきます。

4 その他

技能労務職の業務について、今後とも民間委託等を進めるなど職員定数の適正化を図っていきます。